



栃木県公報

令和6(2024)年
9月20日(金)
第539号

目次

告示

- 専修学校の廃止認可..... 707
○県営土地改良事業計画変更の決定..... 707
○道路の区域の変更..... 708
○道路の供用開始..... 708

公告

- 土地改良区役員の退就任..... 709
○土地改良区連合役員の退就任..... 711
○公共測量の実施..... 711
○同..... 711

教育委員会

- 栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正..... 712
○県立学校管理規則の一部改正..... 712

選挙管理委員会

- 栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程の制定..... 712
○栃木県選挙管理委員会規程の一部改正..... 713
○栃木県選挙等執行規程の一部改正..... 714
○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 718

告示

栃木県告示第450号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、次のとおり専修学校の廃止を認可した。
令和6（2024）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	設置者	廃止日
センスビューティーカレッジ	小山市東城南3丁目13番11	ヘアービジネス協同組合	令和6（2024）年9月30日

（文書学事課）

栃木県告示第451号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6（2024）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営三栗谷Ⅱ地区土地改良（農業用排水施設）事業	令和6（2024）年9月24日から同年10月22日まで	令和6（2024）年11月6日	安足農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年9月20日から同年10月21日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
15	前	鹿沼市上粕尾字会所平1088-9から 鹿沼市上粕尾字会所平1088-9まで	10.2～26.7	79.7	
	後	鹿沼市上粕尾字会所平1088-9から 鹿沼市上粕尾字会所平1088-9まで	11.4～29.2	79.7	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下河戸片岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
161	前	矢板市安沢1081-2から 矢板市安沢3962-3まで	13.0～19.6	193.1	
	後	矢板市安沢1081-2から 矢板市安沢3962-3まで	15.9～19.6	193.1	

栃木県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年9月20日から同年10月21日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年9月20日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市都賀町家中字要害2298-8から 栃木市都賀町家中字行人塚2030-4まで	令和6（2024）年 9月20日
224	一般県道	那須郡那珂川町小砂字渡戸1026-1から	令和6（2024）年

小砂小口線 那須郡那珂川町小砂字下原2623-1まで

9月20日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6(2024)年9月20日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
西鬼怒川 土地改良区	理 事	亀井 照明		宇都宮市今泉新町43-1	令和6 (2024). 8.3	
	〃	大木 義之		〃 上小倉町2071	〃	
	〃	猪瀬 英一		〃 下小倉町2712	〃	
	〃	金田 典男		〃 芦沼町2484	〃	
	〃	須藤 勝義		〃 中岡本町1729	〃	
	〃	小森 義一		〃 〃 1032	〃	
	〃	五月女昭夫		〃 下岡本町1070	〃	
	〃	菊地 一俊		〃 平出町1234-1	〃	
	〃	吉田 孝		〃 下平出町855	〃	
	〃	吉澤 秀郎		〃 石井町1274	〃	
	〃	松田 仁一	松田 仁一	〃 松田新田町95	〃	令和6 (2024). 8.4
	〃	高橋 彰男	高橋 彰男	〃 相野沢町123-4	〃	〃
	〃	手塚 安則	手塚 安則	〃 今里町992	〃	〃
	〃	田口 利男	田口 利男	〃 中里町2174	〃	〃
	〃	赤羽 義明	赤羽 義明	〃 下小倉町939	〃	〃
	〃	櫻井 一美	櫻井 一美	〃 逆面町684	〃	〃
	〃		小林 紀夫	〃 海道町143		〃
	〃		増渕 哲博	〃 芦沼町930-2		〃
	〃		高橋 修	〃 下小倉町3223		〃
	〃		所 康夫	〃 上小倉町372		〃
〃		福田 利夫	〃 白沢町1908		〃	
〃		落合 睦雄	〃 中岡本町2382		〃	

	理事		櫻井 啓一	宇都宮市下ヶ橋町706		令和6 (2024). 8.4
	〃		郷間 清博	〃 下岡本町324-1		〃
	〃		渡邊 正美	〃 石井町2859-1		〃
	〃		岩渕 行雄	〃 竹林町602		〃
	〃		石原 宏章	〃 平出町791-2		〃
	監事	岩渕 行雄		〃 竹林町602	令和6 (2024). 8.3	
	〃	猪瀬 佳一		〃 芦沼町2319-9	〃	
	〃	磯 良一		〃 上田原町1576-2	〃	
	〃		菊地 一俊	〃 平出町1234-1		令和6 (2024). 8.4
	〃		中山 善一	〃 上田町271		〃
	〃		五月女昭夫	〃 下岡本町1070		〃
船生 土地改良区	理事	手塚 長政		塩谷郡塩谷町大字船生5077	令和6 (2024). 8.30	
	〃	手塚 則夫		〃 〃 〃 6623	〃	
	〃	斎藤 豊美		〃 〃 〃 2919-2	〃	
	〃	神長 一男		〃 〃 〃 5295-1	〃	
	〃	高橋 明男		〃 〃 〃 3107	〃	
	〃	斎藤 聖嗣		〃 〃 〃 274	〃	
	〃	手塚 健一		〃 〃 〃 3724	〃	
	〃	石下 岩男	石下 岩男	〃 〃 〃 737	〃	令和6 (2024). 8.31
	〃	齋藤 正	齋藤 正	〃 〃 〃 1758-1	〃	〃
	〃	植木 健次	植木 健次	〃 〃 大字佐貫407-2	〃	〃
	〃	伊谷野利光	伊谷野利光	〃 〃 大字船生2298-2	〃	〃
	〃		田中 喜一	〃 〃 〃 3869-2	〃	〃
	〃		高橋 清明	〃 〃 〃 6083-2	〃	〃
	〃		大島 俊昭	〃 〃 〃 3307	〃	〃
	〃		斎藤美由起	〃 〃 〃 911	〃	〃
	〃		川村 健二	〃 〃 〃 6995	〃	〃
	〃		西井 郁夫	〃 〃 大字上沢437-2	〃	〃
	〃		佐藤 明男	〃 〃 大字船生4420	〃	〃

	監 事	手塚 義久	手塚 義久	塩谷郡塩谷町大字船生3631- 4	令 和 6 (2024) . 8 .30	令 和 6 (2024) . 8 .31
	〃	渡邊 富男	渡邊 富男	〃 〃 〃 5488	〃	〃
	〃	齋藤 勝重	齋藤 勝重	〃 〃 〃 976	〃	〃

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和 6 (2024) 年 9 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒川中部 土地改良区 連 合	理 事	亀井 照明		宇都宮市今泉新町43- 1	令 和 6 (2024) . 8 .29	
	〃	加藤 雅也		〃 下ヶ橋町1424	〃	
	〃	吉澤 秀郎		〃 石井町1274	〃	
	監 事	岩渕 行雄		〃 竹林町602	〃	
西の原用水 土地改良区 連 合	理 事	久保田善一		那須烏山市城東16- 3	令 和 6 (2024) . 7 . 1	
	〃		小森 一郎	〃 〃 11-11		令 和 6 (2024) . 8 .23

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下都賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 6 (2024) 年 9 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点設置・測量）
- 2 作業地域
壬生町下稲葉、上稲葉、壬生甲、壬生乙地内
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年 8 月 30 日から令和 7 (2025) 年 3 月 19 日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、茂木町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年9月20日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類
公共測量(都市計画基本図作成)
- 作業地域
茂木町の一部
- 作業期間
令和6(2024)年9月24日から令和7(2025)年3月14日まで

(監理課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第8号

栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月20日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

栃木県学校通信教育に関する規則(昭和46年栃木県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(生徒の定員) 第3条 通信制の課程を置く学校(以下「実施校」という。)の科名及び生徒の定員は、次のとおりとする。 栃木県立宇都宮高等学校 略 栃木県立学悠館高等学校 普通科 男女 <u>600名</u>	(生徒の定員) 第3条 通信制の課程を置く学校(以下「実施校」という。)の科名及び生徒の定員は、次のとおりとする。 栃木県立宇都宮高等学校 略 栃木県立学悠館高等学校 普通科 男女 <u>450名</u>

附則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第9号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月20日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1 栃木県立足利高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利高等学校	足利市有楽町837番地1	全日制	男女	普通	普通	単位制
------------	--------------	-----	----	----	----	-----

附則

この規則は、令和6年9月30日から施行する。

(高校教育課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第30号

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程を次のように定める。

令和6年9月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木県選挙管理委員会規程（昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号）第4条の3の規定に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入して、入場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、傍聴人の定員を変更することができる。

(会議の傍聴をすることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴をすることができない。

- 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 酒気を帯びていると認められる者
- 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- 議事の妨害となるような携帯電話等の通信機器類を使用しないこと。
- 飲食し、又は喫煙しないこと。
- みだりに席を離れないこと。
- 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、委員長が非公開の会議であることを宣告したときは、速やかに退場しなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議の場所において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、傍聴人がこれに従わないときは、退場を命ずることができる。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第31号

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

栃木県選挙管理委員会規程（昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条の2 衆議院議員、参議院議員並びに県の議会の議員及び知事の選挙が行われる場合は、これらの選挙の事務を処理するため、その都度臨時に選挙管理委員会分室を置くことができる。</p> <p>②～④ 略</p> <p>第4条 略</p> <p>② 定例会は、毎月1回開催する。ただし、定例会に付議すべき事項がないときは、開催しないことができる。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>第4条の2 委員長及び委員は、委員長が必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によって委員会に出席することができる。</p> <p>② オンラインによる方法を活用した委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>第4条の3 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。</p> <p>② 委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>	<p>第3条の2 衆議院議員、参議院議員並びに県の議会の議員及び知事の選挙が行われる場合は、これらの選挙の事務を処理するため、その都度臨時に選挙管理委員会分室を置く_____。</p> <p>②～④ 略</p> <p>第4条 略</p> <p>② 定例会は、毎月1回開催する。</p> <p>③～⑤ 略</p>

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第32号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程（昭和25年栃木県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式の2の2（その1）中備考以外の部分を次のように改める。

(その1)

※投票用紙には、政党その他の政治団体の名称又は略称以外は書かないこと。

衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称
	順 位		
	氏 名 (ふりがな)		
	順 位		
	氏 名 (ふりがな)		
	順 位		
	氏 名 (ふりがな)		
	順 位		
	氏 名 (ふりがな)		

何年何月何日執行衆議院比例代表選出議員選挙
衆議院名簿届出政党等名称等揭示

別記第15号様式の2の2(その2)中備考以外の部分を次のように改める。

(その2)

※投票用紙には、政党その他の政治団体の名称又は略称以外は書かないこと。

									衆議院名簿届出政党等の名称 (ふりがな)	何年何月何日執行衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等揭示
									略称 (ふりがな)	

別記第15号様式の2の2(その3)中備考以外の部分を次のように改める。

(その 3)

※投票用紙には、候補者の氏名以外は書かないこと。

								候補者届出政党の名称 (ふりがな)
								氏名 (ふりがな)

何年何月何日執行
何 選 挙 候 補 者

別記第15号様式の 2 の 2 (その 4) 中備考以外の部分を次のように改める。

(その 4)

※投票用紙には、候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称以外は書かないこと。

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名			(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示
(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者				
(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者				

別記第15号様式の 2 の 2 (その 5) 中備考以外の部分を次のように改める。

(その5)

※投票用紙には、候補者の氏名以外は書かないこと。

							党
							派
							氏(ふりがな)

何年何月何日執行
何選挙候補者

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和6（2024）年9月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,007人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
300,044人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,314人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足 利 市 選 挙 区	39,368人
栃 木 市 選 挙 区	43,029人
佐 野 市 選 挙 区	31,822人

鹿沼市選挙区	26,330人
日光市選挙区	21,893人
小山市・野木町選挙区	52,322人
真岡市選挙区	21,124人
大田原市選挙区	19,344人
矢板市選挙区	8,761人
那須塩原市・那須町選挙区	39,300人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,136人
那須烏山市・那珂川町選挙区	11,223人
下野市選挙区	16,704人
芳賀郡選挙区	17,051人
壬生町選挙区	10,753人
